

## 神戸市立工業高等専門学校教職員会議規程

2023年6月1日

規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校教職員会議（以下「教職員会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(教職員会議の目的等)

第2条 教職員会議は、校務運営全般についての連絡事項及び依頼事項を伝達し、教職員がそれらを認知することで校務の円滑な運営を図ることを目的とする。また、校務運営会議や各委員会等では議論できない事項に対する教職員からの提案について審議する。

(構成)

第3条 教職員会議は、全教職員をもって構成する。

(定足数及び決議)

第4条 教職員会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。また、議決を要するときは、特別の場合を除いて出席者の過半数をもって決するものとする。

(会議の開催)

第5条 教職員会議は、定例及び臨時に開催する。

- 2 定例会議は、2月及び4月に開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じて校長が招集する。

(会議の運営)

第6条 教職員会議の運営は、事務室長が行う。

- 2 事務室長に事故があるとき、又は事務室長が欠けたときは、総務課長がこれを代理又は代行する。

(提案)

第7条 教職員会議における審議を求める事項を提案する教職員は、当該事項を原則として開催月の1ヶ月前までに提出するものとする。この場合において、教員は、提案する事項に関連する主事室に、職員は、総務課に当該事項を提出するものとする。

(事務処理)、

第8条 教職員会議に係る事務は、事務室総務課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、運営改善会議で協議する。

附 則

- 1 この規程は、2023年6月1日から施行する。
- 2 旧神戸市立工業高等専門学校の規程等に関し必要な措置を定める規程（2023年規程第7号）別表の教職員会議規程の項を削る。